
プロジェクト	金利指標改革に起因する会計上の論点
項目	第 431 回企業会計基準委員会及び第 154 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 431 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 30 日開催）及び第 154 回金融商品専門委員会（2020 年 4 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告の文案

範囲

（第 431 回企業会計基準委員会）

2. 結論の背景において、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」の例示が限定列挙のようにも読めてしまうため、記載を再検討頂きたい。

金利指標置換後の会計処理

（第 431 回企業会計基準委員会）

3. 本実務対応報告の公表後約 1 年後に本取扱いについて再度確認する予定である旨は、結論の背景だけでなく本文にも記載した方がよいのではないか。
4. 包括ヘッジに関しても、金利指標置換後、特例的な取扱いを設けることを検討していただきたい。

（第 154 回金融商品専門委員会）

5. 金利指標置換後において、企業の実務的な負担を考慮し、包括ヘッジに関する特例的な取扱いについても設けるべきではないか。
6. LIBOR を参照するヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が、金利指標置換後、同じ後継の金利指標に置き換えられる場合についても金利スワップの特例処理の適用が継続できることを明確化して頂きたい。
7. 本実務対応報告の公開草案のコメント募集を行う際には、諸外国の後継の金利指標

に関する状況について記載し、日本における状況と比較検討したうえで、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで金利指標置換後も特例的な取扱いを認めることの可否を問うことを検討頂きたい。

その他

(第154回金融商品専門委員会)

8. 本実務対応報告はLIBORに限定した記載となっているため、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれるLIBOR以外の金利指標に対して本実務対応報告を参考にする際の取扱いが不明確とならないか懸念している。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

(第431回企業会計基準委員会)

9. 「質問5(注記事項に関する質問)」において、定性的な情報のみ開示を求めることについて利害関係者の意見を問うという趣旨を踏まえた十分な記載となっているか確認頂きたい。

(第154回金融商品専門委員会)

10. 「質問4(金利指標置換後の会計処理に関する質問)」の「金利指標置換後の特例的な取扱い」の内容には、金利指標置換時以後も事後テストに関する特例的な取扱いを適用できること及び、その間、再度金利指標を置き換えたとしてもヘッジ会計を継続することができることの両方が含まれることを明確に記載頂きたい。

以上